

認定こども園の変更手続きについて

県が設置認可又は県に届出（市町村立の場合）を行った認定こども園が、その内容を変更する場合、県に対し届出を行う必要があります。

1 変更の手続きが必要な場合

変更の手続きが必要な場合と提出する時期は次のとおりです。

変更する項目	内容	提出時期
① 目的	幼保連携型認定こども園の目的を変更する場合	変更予定 日前まで
② 施設名称	幼保連携型認定こども園の名称を変更する場合	
③ 施設所在地	幼保連携型認定こども園の所在地を変更する場合	
④ 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びに図面	ア 敷地面積や建物の延べ床面積の変更 イ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準に定める設備の面積、位置及び用途の変更等 なお、保育室の入れ替え（例えば、3歳児保育室⇔4歳児保育室）のみの場合は変更届を提出する必要はありません。ただし、乳児室・ほふく室と保育室の入れ替え等の場合は届出が必要です。 ウ 仮園舎を設置する場合 エ 認定こども園の分園の設置 オ 認定こども園の分園の廃止	
⑤ 運営に関する規程（園則）	園則の次に掲げる事項の変更 ア 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項 イ 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項 ウ 保護者に対する子育て支援の内容に関する事項 エ 利用定員（注1）及び職員組織に関する事項 オ 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項 カ 保育料その他の費用徴収に関する事項 キ その他施設の管理についての重要事項	
⑥ 設置者の氏名又は名称及び住所	ア 設置者名、設置者所在地を変更する場合 イ 法人代表者を変更する場合	

並びに法人にあつては、代表者の氏名		
⑦ 施設の名称及び所在地	施設の名称、所在地を変更する場合	
⑧ 保育を必要とする子どもに係る利用定員（注）	満3歳未満の者に係る利用定員及び満3歳以上の者に係る利用定員を変更する場合	
⑨ 保育を必要とする子ども以外の子どものに係る利用定員（注）	満3歳未満の者に係る利用定員及び満3歳以上の者に係る利用定員を変更する場合	
⑩ 認定を受ける施設について、幼稚園、保育所又は保育機能施設の別		
⑪ 認定こども園の名称		
⑫ 認定こども園の長となるべき者の氏名	認定こども園の長とは、認定こども園の事業を管理する者をいう。	
⑬ 教育又は保育の目標及び主な内容		
⑭ 子育て支援事業の内容		

（注1）ここでいう「利用定員」は、施設の設置にあたって認可又は認定された定員（いわゆる認可定員）を指すもの。

〔 保育所認可定員：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第13条第2項第6号
 幼保連携型認定こども園認可定員：法施行規則第16条第4号

（注2）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な推進に関する法律（以下「法」という。）施行規則第15条第2項において、市町村立を除く幼保連携型認定こども園は、上記項目①～⑤に加え経費の見積り及び維持方法についても提出することとされていますが、事務の効率化の観点から、変更届の提出は要しない扱いとします。

(参考) 根拠法令

上記表の項目①～⑤：法施行規則第 15 条第 2 項

同 ⑥～⑭：法第 29 条第 1 項

※幼保連携型認定こども園においては、⑬について法第 26 条により学校教育法第 9 条を準用

2 変更届の具体的な手続き

(1) 使用する様式

変更区分	根拠法令	様式
幼保連携型認定こども園 (上記 1 表中①～⑤)	法施行規則第 15 条第 2 項	第 3 号様式
認定こども園 (注 1・2) (上記 1 表中⑥～⑭)	法第 29 条第 1 項	第 6 号様式

(注 1) 類型の認定こども園をいう (本県においては、幼保連携型、保育所型、幼稚園型)。

(注 2) なお、項目②・③と⑦については、重複していますので、施設の名称又は所在の変更の際には、幼保連携型認定こども園は第 3 号様式、保育所型認定こども園は第 6 号様式により提出してください。

(2) 添付書類

変更事項	必要書類
① 目的	1 理事会議事録の写し (要原本証明)
② 施設名称	1 理事会議事録の写し (要原本証明)
③ 施設所在地	1 所在地の新表記を証する書類
④ 園地、園舎その他設備の 規模及び構造並びに図面	1 施設に関する調書 (様式 2) 2 園地・園舎の平面図、立面図 [各室用途・児童の年齢・面積 (園庭面積を含む) を明記] 3 理事会議事録の写し (要原本証明) <新築・増築の場合> 上記 1～3 に加え、 4 新築・増築に係る土地の登記簿謄本 (写し可)、使用許可書又は賃貸借契約書の写し 5 建物の登記簿謄本 (写し可) ※後日提出可 6 建築基準法に基づく検査済証の写し <土地・建物の賃貸借契約による場合>

	上記 1～4 に加え、 7 収支予算書（賃借料及びその財源が計上されていること） ＜増改築に伴う仮園舎開設の場合＞ 8 仮園舎平面図及び位置図 9 仮園舎借用の場合は借用証明書
⑤ 認定こども園分園の設置	1 教育・保育に従事する職員配置状況調書（様式 1） 2 施設に関する調書（様式 2） 3 分園の園舎・園庭平面図、立面図、付近の見取図 4 中心園と分園の位置関係、距離、所要時間等を確認できる資料 5 土地の登記簿謄本（写し可）又は使用許可書（賃貸借契約書）等の写し（分園のみ） 6 建物の登記簿謄本（写し可、分園のみ）※後日提出可 7 建築基準法に基づく検査済証の写し（分園のみ） 8 運営規程 9 理事会議事録の写し（要原本証明） ＜土地・建物の賃貸借契約により設置している場合＞ 上記 1～5、8、9 に加えて 10 収支予算書（賃借料及びその財源が計上されていること）
⑥ 分園の廃止	1 理事会議事録の写し（要原本証明） 2 財産処分、寄附等に係る書類
⑦ 運営に関する規程（園則）	1 変更前後の運営規程（園規則） 2 運営規程の新旧対照表（変更箇所に下線）（全部改正の場合は不要） 3 理事会議事録の写し（要原本証明）
⑧ 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名	1 理事会議事録の写し（要原本証明）
⑨ 施設の名称及び所在地	＜施設名称の変更の場合＞ 1 理事会議事録の写し（要原本証明） ＜所在地の変更の場合＞

	1 所在地の新表記を証する書類
⑩ 保育を必要とする子どもに係る利用定員	<定員を増やす場合> 1 教育・保育に従事する職員配置状況調書（様式1） 2 施設に関する調書（様式2） 3 職員資格証の写し 4 園舎・園庭平面図、配置図（各室用途・児童の年齢・面積を明記） 5 理事会議事録の写し（要原本証明） <定員を減らす場合> 上記1、3及び5
⑪ 保育を必要とする子ども以外の子どものに係る利用定員	
子ども・子育て支援法第27条第1項の確認した利用定員を変更する場合は、別途市町村に届出が必要。市町村は県に届け出が必要。	
⑫ 認定を受ける施設について、幼稚園、保育所又は保育機能施設の別	
⑬ 認定こども園の園長	1 認可書等の写し（保育所・幼稚園の場合） 2 その他変更内容を確認できる資料 1 理事会議事録の写し（要原本証明） 2 履歴書及び資格を証する書類 3 [幼保のみ] 法第26条において準用する学校教育法第9条に該当しないことの誓約書（別紙・参考様式）
⑮ 教育又は保育の目標及び主な内容	1 理事会議事録の写し（要原本証明） 2 変更内容を確認できる資料
⑯ 子育て支援事業の内容	

※ 様式1の教育・保育に従事する職員配置状況調書、様式2の施設調書は必要項目が記載されていれば、既存の資料（市町村の確認に際に用いている資料等）の写しを添付しても差し支えありません。

※ 必要があると判断した場合は、上記書類に加え、その他の書類の提出を求めることがあります。

※ 理事会議事録の写しは抄本で差し支えありません。また、公立の場合、理事会議事録の提出は必要ありません。

（3）提出先及び問合せ先

ア 変更届について

「幼保連携型認定こども園内容変更届（第3号様式）」又は「認定こども園内容変更届（第6号様式）」に必要書類を添え、正本1部、副本2部（副本1部は市町村用）の計3部を市町村（認定こども園所管課）を経由して下記提出先に提出してください。

イ 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の利用定員（設定・変更及び確

認の辞退等)に係る届について

市町村から県への届出は正本1部(届出用様式及び設置者からの変更申請書等の写し)を提出してください。

ウ 幼稚園型認定こども園の変更届については、総務学事課学事振興グループ(電話:017-734-9302)にお問い合わせください。

<提出・問い合わせ先>

- 幼保連携型認定こども園に係る届出について

東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室

(東地方福祉事務所) 監査指導課

〒030-0861

青森市長島2-10-3 青森フコク生命ビル5階

TEL 017-734-9953、017-734-9275

FAX 017-734-8306

Eメール HI-FUKUSHI@pref.aomori.lg.jp

- 保育所型認定こども園及び子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設に係る利用定員に関する届について

青森県健康福祉部こどもみらい課

児童施設支援グループ

〒030-8570

青森市長島1-1-1

TEL 017-734-9302

FAX 017-734-8091

Eメール KODOMO@pref.aomori.lg.jp

(4) 様式

ア 幼保連携型認定こども園内容変更届出書の様式(第3号様式(第2条関係))

第3号様式(第2条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

名 称

代表者氏名

幼保連携型認定こども園内容変更届出書

幼保連携型認定こども園に係る下記の事項について変更するので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、届け出ます。

記

- 1 幼保連携型認定こども園の名称
- 2 幼保連携型認定こども園の所在地
- 3 変更する事項
 - 変更前
 - 変更後
- 4 変更の理由
- 5 変更予定年月日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

イ 認定こども園内容変更届出書（第6号様式（第2条関係））

第6号様式（第2条関係）		年 月 日
青森県知事	殿	
	住 所	
	名 称	
	代表者氏名	
認定こども園内容変更届出書		
認定こども園に係る下記の事項について変更するので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項の規定により、届け出ます。		
記		
1	認定こども園の名称	
2	認定こども園の所在地	
3	変更する事項	
	変更前	
	変更後	
4	変更の理由	
5	変更予定年月日	
注	用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。	

ウ 子ども・子育て支援法に基づく利用定員の変更関係（市町村→県届出様式）

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

（市町村名）長 〇〇 〇〇

特定教育・保育施設の利用定員に係る届出について

子ども・子育て支援法第27条第1項の規定に基づく施設型給付費の支給に係る施設として確認する下記の教育・保育施設の利用定員について、同法第31条第3項（31条第3項は利用定員を定める場合、増やす場合は32条第2項、その他変更の場合は32条第3項となるので、内容により根拠条項は修正してください）の規定により、届出します。

記

- 1 施設の名称（施設の名称を記載）
- 2 教育・保育施設の種類（施設の種類として、保育所、幼稚園、幼保連携認定こども園などを記載）
- 3 教育・保育施設の設置場所（施設の住所を記載）
- 4 設置者
- （1）設置者の名称（法人名）
- （2）主たる事務所の所在地（法人住所）
- （3）代表者氏名（代表者の氏名）
- （4）代表者の生年月日（代表者の生年月日）
- （5）代表者の住所（代表者の住所）
- （6）代表者の職名（代表者の職名）
- 5 利用定員変更年月日（令和 年 月 日）
- 6 利用定員の数

施設が複数の場合は、各項目を別紙に記載いただいて構いません。

	1号認定こども	2号認定こども	3号認定こども		合計
			1～2歳	0歳	
変更前					
変更後					

（担当）

...